

第2 契約事務

1 契約の締結

当局では、局施設の建設や改良工事の請負、貯蔵品や水道メータ等の物品の購入、種々の業務委託など多岐にわたる契約を締結しており、契約件数は、膨大なものになっている（表6-7参照）。

また、契約手続を公正かつ公平に行うためには、競争性の発揮や透明性の確保が不可欠である。

そのため、当局では、電子調達システムの運用などを推進するとともに、時代に即した契約制度の改善に努めている。

表6-7 令和4年度契約状況

（令和5年3月末現在）

区 分	件 数	金額(百万円)
工 事	1,788	204,824
物 品	2,622	66,819
計	4,410	271,643

2 契約事務手続の透明性、公正性及び公平性の確保

入札・契約事務手続の透明性、公正性及び公平性をより一層向上させるとともに、不正行為の発生を防止するため、様々な取組を行っている。

（1）情報の公表

ア 工事請負契約

「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成13年2月16日施行）に基づき、契約関係の情報を次のとおり公表している。

（ア）工事発注予定の公表

- a 年間計画 毎月
- b 発注予定表 原則毎週月曜日

（イ）入札・契約の経過等の公表

- a 入札経過調書
- b 指名理由
- c 積算内訳書（250万円を超える工事案件）
- d 随意契約結果
- e 随意契約理由
- f 契約金額の変更を伴う契約変更の理由等

（ウ）基準、要綱等の公表

- a 指名基準
- b 共同企業体に対する発注取扱要綱
- c 工事成績評定要綱
- d 指名停止等措置要綱 その他

（エ）工事成績等の公表

- a 250万円を超える工事案件の成績
- b 100万円を超える設計等委託案件の成績
- c 優良業者（75点以上）情報
- d 指名停止情報

（オ）入札参加有資格者名簿の公表

イ 物品契約

平成12年7月から当局ホームページを活用して、世界貿易機関（WTO）の枠組みの下で運用される「政府調達に関する協定」（以下「政府調達協定」という。）の適用を受ける契約案件及び継続的・反復的に購入する物品に係る契約案件の公募並びに落札結果の公表を開始し、平成14年11月からは、委託契約などにも公表の対象を拡大した。

その後、平成17年度からは、当局ホームページに代えて都の入札等に関する専用のホームページである「入札情報サービス」で公表することとし、平成22年5月には、特命随意契約に関する情報（件名、決定金額、決定者及び特命随意契約理由）を追加した。

また、こうした契約時に即時公表する情報とは別に、毎年同内容で繰り返し契約する契約額1千万円以上の業務委託を対象に、過去5年間の入札参加者、応札額等の情報を平成30年12月から当局ホームページで公表している。

さらに、薬品購入についても業務委託と同様の情報

を令和2年12月から公表しており、第三者による入札参加者の応札行動等の事後的な検証を可能とすることで、入札参加者への入札談合の抑止力強化を図っている。

（２）不正行為の排除の徹底

ア 技術者の適正配置の確認

建設業法では、一定規模以上の公共工事について、監理技術者又は主任技術者の現場専任制を定めている。このため、平成12年4月から、一般財団法人日本建設情報総合センター（JACIC）が運営する発注者支援データベース・システムを活用し、工事契約申込み等の際に技術者の適正配置について確認を行っている。

イ 標準契約書の改正

平成29年10月30日以降公表された工事請負、物品購入等の全ての契約約款について、次の改正を行った。

（ア）契約が解除された場合等の違約金

これまで、契約金額から既済部分等を控除した金額の10%としていたものを、契約金額の10%に改める。

（イ）賠償の予定

談合等の不正行為があった場合に、受注者が支払わなければならない賠償金の額について、これまでの契約金額の10%としていたものを、契約金額の30%に改める。

ウ 談合情報への適切な対応

令和2年3月に改正された「東京都水道局談合情報取扱要綱」に基づき、談合情報が寄せられた場合は、所定の調査を行い、結果を公正取引委員会及び警視庁へ通知する等の対応を行うこととしている。

エ 法律に違反した者等の指名停止

贈賄、契約に関連する違法行為等による社会的信用失つ行為、入札参加における虚偽記載等、入札参加資格申請における虚偽申請及びその他不正な行為等に該当する事実を発生させた者について、指名停止とすることとしている。

オ 談合等に対するペナルティの強化

平成29年7月に「東京都水道局競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱」を改正し、独占禁止法違反に対する指名停止期間を延長したほか、契約に係る厳格管理情報のさぐり行為に対する罰則規定を追加した。

また、平成30年12月からは、入札参加者のさぐり行為により、文書による1回目の注意喚起を行った場合、指名決定を保留し調査を実施するとともに、違法行為を行っていない旨の誓約書の提出を求め、提出がない場合には入札を取りやめることとした。

カ 契約監視委員会による調査

当局では、従来、談合防止を目的として、物品購入契約を対象に調査・監視を行ってきた物品契約監視委員会と、局職員による情報漏えいの防止を目的として、工事請負契約を対象に調査・監視を行ってきた工事契約監視委員会を設置していた。

平成31年4月に、既存の水道局物品契約監視委員会と水道局工事契約監視委員会を統合し、新たに「東京都水道局契約監視委員会」を設置した。

本委員会では、これまで実施してきた調査の対象及び内容を拡充する等により、監視体制を強化し、契約の公正性・公平性を確保し、契約手続に係る不正行為を防止する。

キ 暴力団等の排除

平成22年11月に「東京都水道局契約関係暴力団等対策措置要綱」を制定し、局が締結する契約に暴力団等が介入することがないように排除する措置（契約解除等）を講ずるとともに、不当介入に対し通報・報告する制度を設けている。

（３）参入機会の拡大

政府調達協定により、表6-8の適用基準額以上の契約について、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）」に基づき、東京都公報に公告又は公示して、一般競争入札の方式により入札を実施し、契約を締結している。

表 6－8 適用基準表 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

区 分	基 準 額
物品等の調達契約	3,000万円
特定役務のうち建設工事の調達契約	22億8,000万円
特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリングサービスその他の技術的サービスの調達契約	2億2,000万円
特定役務のうち上記以外の調達契約	3,000万円

(4) 成績評定

履行状況を客観的に把握して、その結果を業者選定等に反映させるため、工事成績評定、設計等委託成績評定及び建物清掃業務委託成績評定を実施している。

3 工事等の品質確保に向けた契約方式

(1) 総合評価方式

機能、性能、技術等価格以外の要素と価格とを総合的に評価し、発注者に最も有利な条件を提示した者を落札者とする入札方式である。都においては「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に基づき、平成17年度から実施している。

当局でも現在、「技術提案型」、「施工能力審査型」、「技術力評価型」、「技術実績評価型」及び「設計等委託実績評価型」の5種類の総合評価方式を導入し、試行している。

なお、それぞれの方式の適用範囲は、表 6－9 のとおりである。

表 6－9 適用範囲 (令和 5 年 4 月 1 日現在)

類型	土木工事	建築工事	設備工事
施工能力審査型	2. 5億円未満	3. 5億円未満	1. 2億円未満
技術実績評価型	2. 5億円以上	3. 5億円以上	1. 2億円以上
技術力評価型	1. 6億円以上	2. 2億円以上	1億円以上
技術提案型	工事内容による		
設計等委託実績評価型	業務内容による		

(注) 金額は予定価格(税込)

ア 技術提案型(平成17年度導入)

高度な技術提案等(将来の維持管理等を含めた総合的なコスト削減、工事目的物の性能・機能の向上等)を評価する。

技術的工夫の余地が大きく、技術的課題や困難性が特に大きい工事を対象としている。

イ 施工能力審査型(試行)(平成18年度導入)

工事成績や配置予定技術者の資格・実績を評価する。中小規模だが、施工実績等に配慮する必要性のある工事を対象としている。

ウ 技術力評価型(試行)(平成19年度導入)

「企業の技術力」と「企業の信頼性・社会性」の内容を評価する。技術的な課題や困難性があり、技術力等の審査が必要な工事を対象としている。

エ 技術実績評価型(試行)(平成22年度導入)

「企業の技術力」と「企業の信頼性・社会性」の内容を評価する。技術的課題が少ない比較的大規模な工事を対象としている。

オ 設計等委託実績評価型(令和元年度導入)

設計等委託案件のうち、入札参加者が有する一定の資格や実績、成績等の内容を重視することで業務の品質が確保できるものから選定して実施している。

(2) VE (Value Engineering、価値工学)

目的物の機能を低下させずにコストを削減し、又は同等のコストで機能を向上させる手法である。

当局では、技術提案型競争入札方式による入札時VEを平成11年度から試行している。

また、設計VEを平成14年度から、契約後VEを平成19年度からそれぞれ実施している。

（３）最低制限価格制度と低入札価格調査制度

過度の低価格での受注は、中長期的な品質確保に悪影響を及ぼすおそれが強い。このような受注を防止し、排除する目的で採用されているのが、最低制限価格制度と低入札価格調査制度である。

平成29年10月30日の公表案件から制度の適用範囲を見直し、低入札価格調査制度の対象を拡大した。

具体的には、低入札価格調査制度を適用する予定価格の引下げを行い、さらに総合評価方式を採用する案件については、予定価格にかかわらず全て低入札価格調査制度を適用することとした。

見直し後の予定価格による適用範囲は、表6-10のとおりである。

なお、令和3年1月1日公表案件からは、総合評価方式を採用する案件（技術提案型を除く。）について見直しを行い、過度の低価格入札への対策を価格点に反映させる方式（一定の価格水準を下回ると価格点減等）に移行し、低入札調査対象から除外している。

表6-10 適用範囲（令和5年4月1日現在）

	低入札価格調査制度	最低制限価格制度
土木工事	3億5千万円以上	3億5千万円未満
建築工事	4億4千万円以上	4億4千万円未満
設備工事	2億5千万円以上	2億5千万円未満

（注）金額は予定価格（税込）

ア 最低制限価格制度

最低制限価格制度とは、最低制限価格を下回る入札者を失格とし、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする制度である。工事における最低制限価格は、予定価格の10分の7.5以上、10分の9.3以下の範囲内で設定している。

また、設計等委託においては、品質確保・向上や将来の担い手確保・育成に資することを目的に、令和3年10月から最低制限価格制度を試行し、令和5年10月から本格実施を開始する。設計等委託における最低制限価格は、予定価格の10分の7以上、10分の8から8.5以下（業種により異なる）の範囲内で設定している。

イ 低入札価格調査制度

低入札価格調査制度とは、調査基準価格を下回る入札があった場合に、その入札価格で当該契約の内容に適合した履行が可能であるかどうかを調査した上で落札者を決定する制度である。

主な内容は、履行能力等の調査、経営状況・信用状態等の調査、入札価格の内訳書の調査である。

平成29年10月30日の公表分からは、調査対象の拡大に伴い、調査の前段階として失格基準を設定した。

具体的には、これまで「特別重点調査」としていた調査事項を数値的失格基準に変え、さらに過去3年の都契約工事の履行成績に対する失格基準を設定した。

4 電子調達システムの運用

当局では、公共調達における透明性・競争性の向上及び業務の効率化を図るため、工事請負・物品購入等の入札・契約に関する手続を電子化することとし、平成16年8月から水道局電子調達システムを一部導入し、平成17年4月から本格導入した。

具体的には、水道メータ調達案件を平成16年8月公表分から先行実施し、平成17年4月からは複数単価契約等を除く全ての工事入札案件を対象とした。平成18年度からは、物品入札案件を含めた全ての入札案件を電子入札の対象とした。

また、電子調達システムについて、都で一体的な運用管理を実現するため、水道局電子調達システムと東京都電子調達システムとの統合に向けた開発を進め、平成25年1月から両システムが統合された新電子調達システムが稼働している。

5 入札契約制度改革

入札契約制度は、経済状況や社会情勢の変化に応じ、適宜見直しを行う必要があり、これまでも様々な改革を行ってきた。

平成29年度に試行、平成30年度に本格実施した入札契約制度改革の概要は、次のとおりである。

（１）予定価格の事後公表

ア 試行内容

工事入札における予定価格の事前公表制度は、これまで予定価格の漏えいによる不正行為の防止という面で大きな役割を果たしてきたが、予定価格とほぼ同額の応札が可能なることから、応札者が１者の場合、競争性に疑念がもたれるというデメリットがある。

また、公共工事の積算基準等の公表により、予定価格設定の透明性は確保されており、事後公表にしても事業者が適切に工事費の見積りを行うことができる環境が整っている。

このことから、これまで事前公表としていた予定価格については、事後公表に改める。

また、これに伴い予定価格や最低制限価格等の漏えい防止策の強化を行う。

イ 本格実施内容

今後も予定価格の事後公表を原則として継続するが、中小企業の負担等を考慮し、次の価格帯の案件は事前公表に変える。

（ア）建築工事４億４千万円未満

（イ）土木工事３億５千万円未満

（ウ）設備工事２億５千万円未満

事後公表を継続する価格帯については、発注規模を細分化する。

事後公表案件が不調となった場合は、再発注時に予定価格を事前公表とする。

（２）ＪＶ（Joint Venture、共同企業体）結成義務の撤廃

ア 試行内容

都においては、国や他の自治体と比較して、発注に当たってＪＶの結成を義務付けている比較的大規模な工事において入札参加者が少なくなっており、ＪＶ結成義務が入札参加に当たって制約になっていると考えられる。

このため、対象となる工事の発注要件からＪＶ結成

義務を撤廃し、ＪＶ（原則３者以内）と単体企業のどちらでも参加できる混合入札へと変更する。

対象工事の範囲は、ＷＴＯ基準額未満（令和５年４月１日現在２２億８千万円）で、建築工事６億円以上、土木工事５億円以上、設備工事２億５千万円以上とする。

また、総合評価方式の入札については、中小企業を含むＪＶを自主的に結成した場合の加点項目を追加する。

イ 本格実施内容

今後も原則として継続するが、中小企業育成のために、総合評価方式におけるＪＶ結成時の加点の拡充を図るとともに、中小企業技術者育成モデル工事の実施を検討する。

（３）１者入札の中止

ア 試行内容

一般に電子調達システムの下での一般競争入札では、１者入札であっても競争性はあるとされているが、その競争は潜在的で入札経過に現れないため、公正性に疑念を生じさせるおそれがある。

このため、原則として入札参加希望者が１者の場合は入札を中止し、入札参加資格を見直した上で、再度公表を行う。

イ 本格実施内容

「１者入札の中止」については、中止による事業進捗の遅れが懸念されるとともに、本取組に加え「予定価格の事後公表」、「ＪＶ結成義務の撤廃」といった取組により、入札参加者が着実に増加していることから、今後は実施しないこととする。

（４）低入札価格調査制度の適用範囲の拡大

ア 試行内容

公共工事の不調率の改善や、近年の大手や中堅企業の業績改善を踏まえ、最低制限価格制度の臨時的措置

を終了するとともに、これらの事業者を主な対象とする大規模工事を取扱う財務局契約案件について、工事品質を確保しつつ、より競争環境を高めるため、低入札価格調査制度の適用範囲を拡大する。

ただし、受注者の約9割を占める中小企業の、ダンピングや過剰な競争による疲弊を防ぎ、持続可能な公共調達環境を確保するため比較的規模の大きい契約案件において実施することとし、対象となる工事の範囲は、建築工事4億4千万円以上、土木工事3億5千万円以上、設備工事2億5千万円以上の案件とする。

イ 本格実施内容

原則として継続する。ただし、試行では過去の公共工事の履行状況調査における社会保険加入状況の確認を実施していたが、一次下請業者の社会保険加入の義務化を標準契約約款に規定することに合わせて、低入札価格調査時における「過去3年の社会保険未加入」の失格基準を廃止する。